

奈良県告示第三百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定により、次のとおり施術者の指定をした。

平成二十九年二月三日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
豊田 優	はなまる整骨院 生駒市あすか野南二丁目一 六	平成二十九年一月四日
石橋 美智恵	ひまわり整骨院 大和郡山市小泉町二八八〇 一―一〇五	平成二十九年一月四日